

令和2年度仙台市中高年ひきこもり者向け居場所支援モデル事業仕様書（案）

1 委託業務名

令和2年度仙台市中高年ひきこもり者向け居場所支援モデル事業（以下、「本事業」という。）

2 委託業務の目的

中高年ひきこもり者を対象に、一人ひとりの状態に合わせて安全な対人交流を促し、集団の中で安心して過ごすことができるように支援する居場所プログラムを提供し、もって中高年ひきこもり者の社会（再）参加を促進することを目的とする。

3 契約期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

4 実施場所

受託事業者が本事業のために確保した施設やスペースで、本市が適当と認めた場所

5 対象者

40歳以上65歳未満のひきこもり状態にある者

ただし、39歳以下のひきこもり状態にある者の利用を妨げない。

6 業務内容

(1)居場所プログラムの提供

ア 対象者が安心して過ごすことができる居場所の提供

ひきこもり期間が長期化したり、高年齢となったりしても安心して過ごすことができるよう工夫を施した居場所を提供する。

イ 社会（再）参加の促進を目的とした各種プログラムの実施

対象者一人ひとりのひきこもりの状態や状況に応じ、対人交流のための様々なプログラムを段階的に提供する。

(2)相談支援業務

ア 個別支援計画の作成

居場所プログラムの提供にあたって、あらかじめ対象者一人ひとりについてアセスメントを行い、適切な見立てに基づいた個別支援計画を立案すること。また、必要に応じ適宜個別支援計画を立案しなおすこと。

イ 相談支援の実施

立案した個別支援計画に基づき、居場所プログラムを提供するとともに、対象者一人ひとりの困りごとや悩みに応じた助言や指導を行うこと。

ウ 関係機関との連携

立案した個別支援計画を達成するため、必要な関係機関と適切に連携を図ること。

エ ひきこもり支援連絡協議会への参加

対象者への個別支援計画の妥当性や計画実施による変化や成果、評価について、ひきこもり支援連絡協議会において適宜報告し、関係機関との共有や連携の機会として活用すること

(3)その他

新型コロナウイルス感染拡大により、本市が（1）居場所プログラム及び（2）相談支援業務を行うことが困難と判断した場合には、対面形式によらず対象者への関わりを保つ工夫を講ずること。

7 人員配置と業務実施日時

(1)人員配置

以下の①及び②の要件をすべて満たす人員を1名以上配置すること。

①資格（下記ア～ウのいずれかを満たす者）

- ア 精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師、看護師等の対人援助に係る公的資格を有している者
- イ アに準ずる資格（臨床心理士、相談支援専門員等）を有している者
- ウ ひきこもり者に対する相談支援に5年以上従事経験がある者

②他業務との兼務

他業務との兼務は差し支えないが、本業務実施日時においては、これに専念できる者

(2)業務実施日時

業務実施日は、週4日とし、うち週2日以上は居場所プログラムを開設すること。居場所プログラムの開設時間帯は9時～19時までのうち、任意の連続する4時間以上とする。残りの週2日は、個別支援計画の作成や対象者個々人の相談支援、関係機関との連携等を適宜実施する。

8 事業計画書の提出

契約締結後、事業開始前までに事業計画書を提出する。

9 実施報告書の提出

事業終了の日から20日以内に実績報告書を提出する。

また、毎月の委託事業の実施状況を、業務報告書により、翌月10日までに提出する。

10 委託経費

(1)人件費 「7(1) 人員配置」における職員の人件費とする（職員別内訳を明記すること）。

(2)物件費 事業を実施するために必要と認められる事務経費（ただし、居場所プログラムを提供する施設等の賃借料及び単価30万円以上の備品を除く）とする。

11 支払方法

業務委託料は、令和2年10月に概算払いにより支出し、業務完了後に精算する。

12 その他

委託業務の実施に際しては、市と十分に協議し決定すること。委託業務に関し、疑義又は本仕様書に明記なき事項が生じた場合も、同様に協議し決定するものとする。